

令和3年宇治田原町重大事件等調査特別委員会

令和3年9月29日

午前11時56分開議

議 事 日 程

日程第1 行政報告

・宇治田原町入札不正再発防止策（案）について

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	1番	浅田晃弘	委員
副委員長	5番	山内実貴子	委員
	2番	原田周一	委員
	3番	宇佐美まり	委員
	4番	山本精	委員
	6番	上野雅央	委員
	7番	藤本英樹	委員
	8番	森山高広	委員
	9番	馬場哉	委員
	10番	榎木憲法	委員
	11番	今西利行	委員
	12番	谷口整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫	君
副町	長	山下康之	君
都市整備政策監		星野欽也	君
総務担当理事		奥谷明	君
建設事業担当理事		垣内清文	君

総務課長	青山公紀君
総務課課長補佐	西尾岳士君
企画財政課長	村山和弘君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	太田智子君

---

開 会 午前11時56分

○委員長（浅田晃弘） 皆さん、定例会、全員協議会に引き続きご苦労さまでございます。

本日は、閉会中における重大事件等調査特別委員会を招集いたしましたところ、町当局の関係者をはじめ、委員の皆様にはご出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の特別委員会は、町当局より宇治田原町入札不正再発防止策（案）について説明を願いたいと思います。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 本会議、また全員協議会に引き続きまして、お疲れのところ大変ご苦労さまでございます。

重大事件等調査特別委員会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本委員会を開催するにあたりましては、浅田委員長様、また山内副委員長様におかれましては大変ご苦労をおかけいたしますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

本日の重大事件等調査特別委員会では、先般の委員会でお示しいたしました入札不正再発防止策素案に9月16日に本委員会からいただきました報告書の内容を踏まえて、町で改めて入札不正再発防止策（案）として取りまとめを行いました。後ほど説明を申し上げますので、委員の皆様におかれましては慎重な審査を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の重大事件等調査特別委員会を開きます。

会議は、お手元に配付しております会議日程及び資料等により進めさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、行政報告について。

宇治田原町入札不正再発防止策（案）について説明を求めます。山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、私のほうから宇治田原町入札不正再発防止策の案につ

いてご説明申し上げたいというふうに思います。

本当に昨年の12月にこうした大きな事件を起こしまして、大変町としても申し訳なく思っている中で、議会としてもいろいろな角度から調査をいただいて、本当に感謝をしているところをごさいます、そういった中で先ほど町長のほうからご挨拶もございましたけれども、16日に議長さんをはじめ委員長さん、副議長さん、それとまた副委員長さんで町長のほうに報告書をいただき、本当に感謝をしているところをごさいます、二度とこういったことが起こらないように、また起こさせないようにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。そういった議会からの慎重ないろいろな角度から調査をいただきましたご報告に基づきまして、せんだって本町から議会のほうに示させていただきました第三者委員会からの提言を受けた資料とその辺を合わせまして、整理しまして、整理のついたところにつきまして私のほうからご説明を申し上げたいと思います。

この防止策の案の1ページめくっていただいたところをごさいますけれども、ここが町長の今後こういったことがないようにというはじめに気持ちの整理のところの部分をごさいますけれども、ここに赤で表示させていただいておりますけれども、議会の重大事件等調査特別委員会において「入札制度の現状と検証」と「監視機能体制の強化」について2つの分科会を設け慎重かつ丁寧な議論のもと、再発防止策を取りまとめられ報告書をいただいた、そういったことから今後二度と起こさないそういった体制を取り組んでいきたいということで、ここの文言を以前にお示しさせていただいたところから大きく変えさせていただいております。

それから次の2ページからは、前にも順番に私のほうからご説明を申し上げたところをごさいますけれども、それらのところに赤字で入れておりますけれども、今回議会の特別委員会のほうから報告いただいた内容がどこでどのようにということが分かるように赤字で表示を入れておりまして、特に文言の直っていないところは今回ご報告いただいた内容と取り組む内容が同じでございましたので報告書とぱっと合わせていただいたら分かるようにしておりますので、特にこの2ページについてはご報告いただいた内容と何ら変わりはない部分でございます。

次、3ページでございます。

3ページのところ、ここの④の予定価格の公表、ここは我々考えていた素案よりも議会のほうからいただいた報告、それを整理いたしましてここのところ要は予定価格の公表という部分で、ここに土木関係工事等については事後公表とし、単価、歩掛、諸経費

率の適用工種等の公表を行い設計書の透明化を図るとともに、建築関係工事（建築、電気、設備等）については事前公表を行い、職員に対する予定価格を探る不正行為の防止を図りますと。なお、今後公表により課題が生じた場合は見直すこととするということで、ここに職員に対する、職員を守っていく、そういう面での書きぶりの中で公表していくと。それと、今後課題が生じた場合は見直すということもあるということもちょっとご理解をいただきたいと。ここにありますように今申し上げましたように予定価格の公表ということで土木関係工事等は事後公表とし、単価、歩掛、諸経費率の適用工種等を公表し設計書の透明化を実施、ただし建築関係工事（建築、電気、設備等）は事前公表を実施ということで考えているところでございます。

それからあとの3ページは、議会からのご報告と同じでございますので、4ページは特に同じでございますけれども、ちょっと文言の整理を以前にお示しさせていただきましたところから直させていただいておりまして、⑥では談合情報対応マニュアル等の周知及び実施の徹底と。文言の中に「職員等の公益通報の処理等に関する要綱」等を周知するとともに、実施の徹底を図りますと。こういうように実施の徹底という文言に直させていただいております。

これ以外、次の5ページは職員の法令遵守と職員倫理の向上、これも議会のほうからご報告いただいた内容でございまして、次の6ページにつきましても、これも同じ内容で今後のそういった職員体制の見直し等についてもこれに応じてしっかりやっというところとこういってございまして、次の7ページにつきましても外部の技術支援等の活用と人材確保、これもご報告いただいた内容と同じでございますので、文言は特に直さずにこれに応じて今後取り組んでまいりたいというように思っております。

以上が前にお示しさせていただきましたところから、今回議会のほうからご報告を賜りました内容をしっかりと受け止めさせていただきまして、今後こういったことが二度と起こらないように再発防止策ということでお示しをさせていただきたいというように思っております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。

何かございましたらお願いいたします。榎木委員。

○委員（榎木憲法） この防止策（案）の内容についての質問じゃないんですけれどもよろしいでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 関連することでしたらどうぞ。

○委員（榎木憲法） 一応防止策というのを提案今いただきました。それで、これはいず

れ近いうちに確定すると思うんですが、その後の町の動きとして町民に結果報告する義務があるというふうに……。第三者委員会から申入れがありました。議会からこういう申入れがありました。したがって、こういう防止策を町として検討しましたということ町民にやはりいづれ知らせるべきだと思うんです。そういうのはいつになるんでしょうか。どういうメディアを通じて報告される予定なんですか。そういう質問です。

○委員長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、今おっしゃるように町のほうでも第三者委員会のご報告を受けて策定したものの、それも基本的な部分の中で、今回そうした議会のほうからそうした報告を受けたということでこれは非常に大きゅうございますので、その議会のほうからご報告を受けた内容をしっかりこの中に入れて今後取り組んでいくということで今ご説明させていただいているので、この中で議会のほうとしてもこれでしっかり防止策としてやっていけということで、もうここでこうして了解を得られれば、我々としてはこの（案）をすぐ取りまして、もう10月から早々に町のホームページとかいろいろな部分で周知しながら、中には時期的にいつとは書いていませんけれども10月から取り組んでいきたいということもございますので、工事についても建築等の工事もこれから出てまいりますので、事前公表も行っていきます。そういうふうになると町のホームページで町の再発防止はこういうふうに取り組みますということは当然のことながら住民の皆さんにももちろん知っていただかないといけないということで、町のホームページ等で啓発をして努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） 第三者委員会の報告とかアンケート内容の報告とかはいずれも地方紙のいわゆる洛タイ新報さんからの情報だけしか町民には伝わっていないわけです。やはり町としてそういうことを果たしていくというのは義務だと思いますので、何らかの形、冊子になるのか、どういう方向を取られるのか分かりませんが、そういうのを検討していただきたいということを要望しまして、質問を終わります。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 今副町長のほうから説明いただきました。それで大きく特にこの内容変わったところというのが予定価格の公表のところだと思うんです。それで、ちょっとお尋ねしたいんですが、まずその土木関係工事については事後公表。それから建築関係工事については事前公表。その前に単価とか歩掛とか諸経費云々ということがあ

ですが、これはどういった形というか、基準でそう決められたのか、もう少し詳しくお話しできるようにであればしていただきたいんですが。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） まず、予定価格というものは設計書という中で積算をしていくわけなんですけれども、その積算の構成としては大きく単価構成というものがございまして。この単価につきましては公に出ているもの、刊行物に出ているもの、それから見積りによるものというものが出てくるわけなんですけれども、この中で一番非常に難しい部分が見積りによるものとなります。土木関係のものについては、この見積りの構成比率というのはほとんど10%とか20%弱とかそういうオーダーなんですけれども、建築関係の場合は最低でも20%ぐらいから大体多い場合は50、60%まで達するということとなります。この見積りの中にはメーカーから下請けした場合の下請けの諸経費とかそういうものも含まれて、積算が非常に複雑化しているということでございます。こういう現状を踏まえまして、業界のほうからも積算が難しいという声も聞きますし、今回の事件が建築だったということも踏まえまして、やはりこの辺りはしっかりと議会のご指摘を踏まえまして公表していくほうがより透明になるだろうという判断をいたしましてそういう形にしたということでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 特に建築関係は積算が難しいということで今お話が、そのとおりだと思うんです。そのために、今まで特に町内業者の育成ということで積算の能力を上げるということの努力も過去からしていただいていると思うんです。その中で、この議会から渡したその報告書にも中に書いてあるんですが、高止まりになる可能性もあると。その辺は見直すことも必要なときもあるのではないかなという意見もこの中には書かせていただいているわけなんですけれども、その辺りはしばらく様子を見ていかないといけないと思うんですけれども。それよりも地元業者を優先とかそういうあれじゃなくてやはり育成、教育、積算能力の。その辺りはどのように考えておられるのか。ちょっと何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） もちろんその積算に対する教育というのはこれは必要だと思います。実際には事後公表をしていきますから、それを見ながら言うと答え合わせというんですか、そういうことを通じて一定期間やっていると。それからまた今委員ご指摘のとおり今後の状況を見守りながらという中で、もちろんそういうことにおいて見

直しが必要であれば見直しをしていくということを踏まえましてやっていこうかなというふうに思っているところでございます。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今の原田委員の質問に関連するんですが、ここに予定価格のところに書いてある今後公表により課題が生じた場合というふうにございますけれども、その課題についてはもう一度おさらいのためにおっしゃっていただきたいなど。どういう期間でもってそういう課題を整理して、どういうサイクルといいますか、見直すようなことを考えていくのかという見通しがあればお願いしたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 今後はこういう入札監視等委員会というものを第三者機関で設置したいというふうにございます。そういう中で課題が抽出されるなり問題点を指摘されるということが当然出てくると思います。それに従いまして対応していくということでございますので、時期を決めているわけではございませんし、当然課題があるということ为前提としてやっているわけではございませんので、そういう中で課題をしっかりと見極めていった上で、必要があれば対応していくということかと考えています。

○委員（馬場 哉） 必要があればということで、分かりました。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 予定価格の公表、先ほどから出ておるんですけども、これ議会のほうの提案では、土木とか建築に分けて事前公表をするべきだという形にはなっていないかと思います。特に、ここで土木については事後公表。がしかし、単価、歩掛等は公表すると。単価、歩掛はこれ建設物価等、公になっているのと違いましたでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） まず、単価、歩掛、これ公表しています。建設物価等も公表しています。これに合わせて、当然見積りを取った場合にもそういうものを製品という形でそれも公表していくという形でしています。限定的にかなりしっかりと土木の場合は言えるのでそういうのもできるというふうにございます。土木については、もう既に現状で最低制限価格に張りつくような状況でしっかりと皆さんが積算ができていう現状がございます。そういう中では、やはり町内業者についてもその辺りの積算についてもしっかりといただかないと、今後やはり町だけではなくて町外の仕事も取っていただいて、しっかりと発展していただくということも踏まえ



て、その辺のことはしっかりと競争力をつけていただきたいということも現状踏まえて考えておりますので、やはりこれについては事後公表が適切かということで考えているところがございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今のお話ですと、もう既に単価、歩掛、諸経费率等公表はされている。業者もそれなりに積算はしっかりしている。だからそれならば公表してもしなくても、別に業者の積算能力がどうのこうのという論法にはなりませんよね。まずは。それだけしっかり業者が積算をしておればね。

じゃ次に、建築関係では先ほどもあったように見積りに依存する部分がたくさんあって、この前も申しましたように建築ではとんでもない高い金額と、そこその金額で入札に応じられると。それは何だというと、やはり見積りのところの違いだということでしたので、それは分かるんです。建築だけは公表して、土木関係は公表しない。その公表しない理由も、既にきちんと積算されている、ならば公表しても全然問題ないと思われるんですけども。特にここに最後に書いてある、職員に対する予定価格を採る不正行為の防止、これは何も建築に限った話と違いますよね。職員を守るという立場なら、これ土木と建築と分けること自体が矛盾するというように思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） まず土木のほうについては、まだまだ積算というものを業者の中で勉強していただかなければいけないところも多々あるわけがございますし、そういうところがしっかり外に出ても戦えるように頑張ってお積算していただくということは必要なので、そういう研鑽を積んでいただきたいということも踏まえてやっているわけございまして、全部が全部ぴちっとするわけではない。ただし、ほぼほぼ最低価格に張りついてくるという現状があるということでございます。今ご指摘のありました、それならば公表してもいいんじゃないかということでございますけれども、やはり今の国からの通知も事後公表という流れではございますし、今これだけしっかり積算できている状況でございますので、敢えて発表せずとも職員を守る観点というのは必要ない、聞いてくるところももう近年はないというふうに我々は判断しております。なので、土木についてはそこをしてまでやるよりは、業者の育成も含めてやっていったほうがいいんじゃないかという判断をしているところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

- 委員（谷口 整） 国のほうの指示というか指導は事後公表。これは建築も含んでい  
すか。
- 委員長（浅田晃弘） 星野政策監。
- 都市整備政策監（星野欽也） もちろん建築も含んでおります。
- 委員長（浅田晃弘） 谷口委員。
- 委員（谷口 整） ならば、国の指導方針とは違って、建築は事前公表しましょう。土  
木関係は国の指導どおりにやります。この辺の矛盾はどうなんでしょうか。
- 委員長（浅田晃弘） 星野政策監。
- 都市整備政策監（星野欽也） もちろん全部が全部事後公表すべきというのは第三者委  
員会の指摘もありましたので、国の指摘もあったということで、本来事後公表である  
ということは当然目指していくべきではあるとはいうふうに認識しておりますけれど、  
ただ議会のご指摘を踏まえてもやはり建築についてはまだまだ難しい観点があるので、  
その予定価格に価値が見いだせる部分はあるということを鑑みましてこのようにしてき  
たと、二つに分けてきたという状況でございます。
- 委員長（浅田晃弘） 谷口委員。
- 委員（谷口 整） 今くしくも第三者委員会の報告、また議会のほうから逆に事前公表  
が言われているということをご答弁いただいたんですけども、これを見る限りにおい  
ては国なり第三者委員会は事前公表はするなと。が、しかし議会は事前公表だと言っ  
ているので、取りあえず建築でお茶を濁しておくというような形にしか見えないので、  
どう考えても。先ほど来、確認してしましても全然土木関係についても予定価格を実質  
公表されているようなものですよ、単価等全てオープンになっていて。それを敢えて  
事後公表にこだわって、もう既に土木関係はそんなに業者が職員に聞いてもおいしくな  
い数字なので、敢えてそういう不正行為はないだろうと。建築はまだまだそういう余地  
があるので建築だけしますということなんです、どうもその辺は私はちょっと理解で  
きないところがあるんです。ついては、これも議会のほうの報告でも上がってありまし  
たように、不都合が生じれば当然今後見直していくということなんで、全てオープンに  
されるんだと、公表されるんだと思っていましたけれども。まして建築これからどれだ  
けの事業出てきますか。ほとんど建築関係って出てきませんよ、これから。ただ、電気  
とか設備等の修繕なりは今後も一部出るでしょうけれども。ならば実質ほとんど影響は  
ないという形でこういう形の事前公表ということにされたのかなというふうに見られる  
んですけども。私の考え方がうがっているんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 建築についてもまだまだ出ます。隣の公園の箱物もごさいますし、今年度それらの発注も予定しておりますし、建築関係といえは旧庁舎の解体もごさいます。まだまだいろいろ建築関係は出るといふうに認識しておりますし、したがいまして、出ないからこれでいいだろうといふことでお茶を濁した、なんていふ思いは一切ごさいません。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） これからほとんど出ないといふ表現が適切でなかつたのは訂正をささせていただきます。出ても、土木の事業費と建築関係の事業費、全然ボリュームが違ひます。そのことを私今申し上げたかつたんです。いずれにしても、ちょっとこれ肩透かしを食らつたと、私はですよ。そういう思いで、事前公表をもうしないといふことかなと思つておつたんですけれども、我々提案しましたけれども、ところが事前公表するといふことになつていたので、見てみれば建築関係に限定してると。それは見方によつては一步前進か後進かは分かりませんけれども、やり方を変えたといふことになるのかもしれませんけれども、この土木関係と建築関係を分けたといふことの説明がもう一つ私は理解できません。私の理解が足らないのなら、もう少し説明をしていただいたら結構ですし、別に私が勘違いしてるといふことならばそれはそれで結構です。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） まず今年度の発注、これからの発注でいきますと土木よりも建築のほうのうちから発注する分については多いといふことでごさいます。その点はお話をさせていただきます。また、土木の単価といふのは本当に実際にこの前の舗装でも何でも見ていただいたら分かるんですけれども、いくつかのパターンに分かれますけれども、ほとんどみんなきれいに張りついている状態です。そういう中で宇治田原町の業者がやはりみんながみんな力があるといふわけではないので、そこはしっかりとやはりそこを勉強していただくといふことは、ものすごく大切だと僕は思っています。そういう中で事後公表といふのはやはり今の情報の中でしっかりと積算できるといふことなので、それはしっかりと勉強していただきたいという思ひも含めて必要であるといふふうに思つております。建築については、先ほども言ひましたように若干異なるので、これについては公表しましょうといふことで、決してうがつたり何かをしているわけではないですし、しっかりと数字を追つても建築のばらつきと土木の最低制限価格に張りつくといふことは見て取れると思つておりまして、統計的にもしっかりと分かると思ひます

ので、そこはしっかりとお話しさせていただきたいと思っております。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今年度は額でいうと建築のほうがたくさんあるということのようですけれども、建築関係のピークはもうほぼ過ぎていると思いますので、私は今後そんなに建築は出ないだろうということを申し上げたまでで、今いろいろと説明をいただいたんですけれどもやはりもう既にオープンされているものならば、公表したって全く問題ない。そこが私は理解できません。私の理解不足かもしれませんので、噛み合わない話はもうこれ以上いたしません。結構です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようですので、以上で日程第1を終了いたします。

次に、日程第2、その他について。

何かございましたらお願いいたします。

当局のほう何かございますか。山下副町長。

○副町長（山下康之） 私のほうから1点報告をしたいと思います。

まず、前にも議会のほうに説明させていただきましたけれども、指名停止の関係でございまして。

今現在株式会社ナカタさんに18カ月の指名停止をかけておりまして、今も指名停止中でございますけれども、重大事件等調査委員会、いわゆる第三者委員会の調査報告書を受けまして、設計金額あるいはまたその漏えいとか賄賂の授受については民間業者から元職員への働きによってなされたものではなく、元職員が主導で行われたと、そうした業者が主体的に設計金額を聞き出そうとしている事実ではなかったということがこの第三者委員会の中で報告がありました。そうしたことも踏まえまして、今回議会のほうでもこの特別委員会の中でも議員のほうからそうしたご指摘もいただく中におきまして、この業者さんにつきましては今18カ月というのを、そういった業者が主導でやっていないということが明らかになったことから、12カ月に短縮をかけていきたいと。今現在昨年12月28日から18カ月ということで期間の指名停止をしておりますけれども、それを変更させていただきまして今年の令和3年の12月27日までの指名停止ということで、18カ月を12カ月に変えさせていただきたいということで、どうぞよろしくお願い申し上げます。ご報告をさせていただきたいと思っております。以上でございまして。

○委員長（浅田晃弘） ただいまの件につきまして、何かございましたらお願いいたします。原田委員。

○委員（原田周一） 今のご説明で当初指名停止18カ月ということを決められたときには、今の第三者委員会の報告書にある職員主導でという情報はなかった段階で決められたんですか。そうじゃなかったと思うんですが、その辺りはどうなんですか。

○委員長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問ですけれども、最初18カ月と決めたのはうちの指名停止の基準に基づいてやったわけでございますけれども、そうした不正に入手しようとしたと、そういうような行為があったとこういうように見なして18カ月といううちの町の基準に応じて対応したというところでございます。説明したように今回第三者委員会からの報告によりそうした業者がやっているのではなしに、職員からのそういった働きかけでこういうことが起こったということで業者については18カ月のを12カ月に短縮したいとこういうようにしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 私はお聞きしているのは、当然基準があって当然そこで指名停止という形に該当するからその期間を決められたんだと思うんです。それは極端に言ったら職員が主導であろうが、例えば業者主導であろうが、その基準に基づいて一旦決められたものがその後の調査でこうであったからということは、そのときの指名停止を決められた内容、業者に対するペナルティーというのの見方が甘かったということなんですか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） まず今回第三者委員会の報告の中でしっかりと出ているのは、詳細に聞き取ってそれが全部文書になって出てきていると。そのやり取りがしっかりと分かる内容であったという中で元職員の主導と、一言で主導と言ってもその程度はいろいろあると思うんですけれども、その状況が分かったということでございます。

指名停止期間というのは、本町の指名停止要綱に基づいて18カ月としたものです。これは業者側から職員に対し働きかけたことを想定しているものでありまして、この点では異なると。ただ、一方で賄賂を出した事実もあるということから、当初の適用に問題があったというわけではないというふうに考えているところでございます。しかしながら、その実際に非公表情報を不正に入手しようとしたときというのが業者側から働きかけを想定しているというようなものでございますので、今回詳細に聞く中で情状の酌

量の余地があるもの、それから今まで調査した中で新たな事実が判明したこの場合には短縮できる規定がございますので、総合的にその辺りを判断して第三者委員会の調査結果を踏まえて、また過日のそういう状況を踏まえて指名選考委員会の中で議論の上短縮の方向性を確認したというところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 原田委員。

○委員（原田周一） そういうことだとは思いますが、ただ、例えば業者側の立場から言ったら指名停止を食らうということは死活問題になるわけです。第三者委員会のこういうような判断があったからこういう、基準は今の話で業者側からとかそういうのは極端に言ったら今回のように業者側からの働きかけとか、あるいは職員からの働きかけというのはいくらでもあるわけです。そうすると今のお話ですと、逆に言ったらじゃ業者から働きかけた場合は18カ月。それで職員から働きかけたら18カ月じゃなくて12カ月とか、例えば働きかけによってそういうような細かい基準まで決めるのかどうか。実際にはそんなことないと思うんです。実際のあれからいったら。ですから、私は今回指名停止の判断が逆に言ったらそういうような内容が分からずのときに判断を下されて、後から分かったから今回のお話みたいになっているのかどうかということをお聞きしたかったですけれども。私はやはりペナルティーを受けた業者というのはその期間というのは当然仕事をもらえないわけですから、やはりそこは慎重になってこういう判断が出たから短くしましたよ。あるいは逆で長くしましたよと。今の話で短くするということは、長くするということがあるというわけですよ。だから、その辺りはどうなのかなという。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 短くする規定がございますので、倍までは長くできるという規定もございます。なので、今回の場合につきましてはやはり詳細、本当に第三者委員会の報告というのは今まで最初の第一回公判で聞いたときに処分を決定していますので、それ以降の第三者委員会の詳細な内容を聞いてしっかり見ないとその状況というのは分からなかったというのは事実です。その詳細な内容が分かる中でやはり情状酌量するのか、それとも今のままでいくのか、そこは十分議論をした上で決めてきた内容で今回の場合についてはやはり若干短縮するべきじゃないかと。内容を総合的に判断するとそうじゃないかという内容を踏まえて決めていったらどうかということを決めたというところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 先ほどから申しましたように、業者にとってはこれ大変なことなので、確かに今後あってはならないことだと思うんですけども、万が一にそういう事案が発生した場合に今回のことを教訓としてしっかり記録に留めていただいて、それからそういう判断を下すということをしていただかないと、食らったほうの業者はたまったものではないので、その辺りはしっかりとよろしくお願ひしたいと思います。短くなるとか何とかいうことじゃなしに、やはり途中でどうのこうのじゃなしに、しっかりとした判断でペナルティーを科すというような形にさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） やはりこういう調査には、今回第三者委員会にも弁護士さんとか入っていただく中で詳細にしっかり専門家として調査されなければ、我々は一定、指名停止最初にかける場合には第一回公判とかそういうところの事実でもって判断させていただきますので、その時点でかけないといつまでもいつまでも期限を決めずにかけることになってしまうわけです。そうするとその人らにとって今後どういう経営していいのか、どういう形でやっていいのかということすらできないような状態になってしまうわけですので、結論というか指名期間としては停止する場合にはなるべく一定の事実が出た段階で、早い段階で判断をしていくということが肝要かと思っております。そういう中で新たな事実が出てきた場合には、その指名停止要綱にもございますように延ばすことも短くすることもできるという規定があるので、その調査結果に基づいて適時適切にそのままでおく、短くする、長くする、という判断をするのはやむを得ないことかなというふうに思っております。

○委員長（浅田晃弘） ほかに何かございましたら。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今のやり取りなんですけれども、当然私も短くしてもいいのかなというふうに思っております。といいますのは、去年あの事件が起きたときに町も初めての対応で、こんなもの慣れていたら困りますけれども。取りあえず業者については一定ペナルティーをかけるということで、いろいろな他の自治体の前例等を参考にして18カ月という指名停止の期間を定められたということだったと思います。これ今も言われたように、第三者委員会の調査では職員と業者A、これが結託をしてこの事件を起こしたと。それで、今回指名停止の期間を短くするという業者、業者Bですよね。それもあの報告書を見ておれば、AがBに話を持って行き、Bもそんなに積極的に工事を取りたくなかった。逆にBはEに、うち要らないしどうだというようなことを言っていたような経過もあって、これを見れば確かに18カ月は一般的な指名停止の期間からすれ

ばきついなということで、短縮されることについては規定もあり、それはそれで私は理解したいと思うんですが。ただこれ12カ月に縮めるということは来年1月からという理解でいいんですか。

ならば次に質問ですけれども、私先ほどの予定価格のやり取りの中でまだまだ建築工事が出てくるというお話があって、これ指名停止を外す、そのタイミングで入札が出るとなれば、要らないことを町のほうも勘ぐられると思うんですよ。ここら、この辺の関係はどうなんでしょう。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） そのようなことがないようにということも、短縮の期間の設定についてはそれも考慮した上で設定しているところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） ということは、先ほどの何かこれから大きな建築が出るというのは年内に発注はされる。それでしばらく新たな発注がない年明けに期間を短縮されるということで理解をさせていただきます。でないとはやはり、そこは李下の冠、瓜田の履、まさに町が要らないことを思われるというのはいけないし、それはそれで理解をさせていただきます。はい、それで結構です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようですので、これで重大事件等調査特別委員会を終わりたいと思います。

町におきましては気を緩めることなく、町職員はもとより関係者全員が真摯に取り組み、最重要課題としてこの防止策を実行していただきますよう、委員長からお願いを申し上げます。本日は閉会といたします。

どうもありがとうございました。

閉 会 午後0時47分



宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

重大事件等調査特別委員会委員長                      浅   田   晃   弘